

新型コロナウイルス感染症の影響による 生活福祉資金(総合支援資金)特例貸付の実施について

●貸付対象

大郷町に住所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯で、①先に緊急小口資金特例貸付を借入れ、②なお生活再建までの間に必要な生活費用のための貸付を必要とする世帯。

(申請は生計中心者がおこなうことができます)

●貸付金額

単身世帯 15万円以内/月

2人以上世帯 20万円以内/月

●貸付期間 原則:3か月以内

●措置期間 1年以内(貸付金を受けた最終月の翌月から償還開始までの準備期間)

●償還期限 措置期間(12カ月)経過後10年以内 (金融機関口座から口座振替で毎月償還)

●貸付利子 無利子

●保証人 不要

●ご本人に用意していただくもの

①本人確認 申込者(生計中心者)	免許証、健康保険証、マイナンバーカード等
②通帳 申込者(生計中心者)	七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行、農協のいずれか
③印鑑	通帳登録の印鑑
④緊急小口資金特例貸付の 貸付決定通知書の写し	

※その他必要に応じて追加で書類の提出を求めています。

- その他 ・貸付金は審査を経て貸付が決定後、申込者名義の口座へ送金されます。
- ・今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。
- ・償還期間中、お住まいの地区の民生委員との関わりが必要となります。

●**実施期間** 令和3年3月末まで延長になりました。

●**申請場所・受付時間**

大郷町社会福祉協議会（黒川郡大郷町粕川字東長崎31-7）

受付は、平日の午前9時30分から午後4時まで

※事前予約のご協力をお願いいたします。

次のいずれかに該当する場合は、貸付対象外となります。

- 1 生活保護を受給中の世帯（生活保護申請中も含む）
- 2 この特例貸付（総合支援資金）をすでに借り入れている世帯
- 3 借入申込の書類に記載されている内容が事実と異なる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことが確認できない場合
- 5 債務整理中の世帯、弁護士等に債務整理を依頼している世帯
- 6 申請から償還完了時まで世帯構成員に暴力団員がいる世帯
- 7 外国籍の方で、在留資格が「一般永住者」または「特別永住者」でない場合 など

お問い合わせ先：大郷町社会福祉協議会 TEL 022-359-2753